ＵＳＥＮ業務用デジタルサイネージ販売サービス契約書

収入印紙

4,000円分

第７号文書

【会社名】（以下「契約者」という。）と株式会社ＵＳＥＮ（以下「当社」という。）は、「ＵＳＥＮ業務用デジタルサイネージ販売サービス」（以下「本サービス」という。）を当社が契約者に対して提供することについて以下のとおり合意したため、ＵＳＥＮ業務用デジタルサイネージ販売サービス契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

**取引条項**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１条（本契約の有効期間） | | | |
|  | （１）有効期間 | | ２０　　年　月　日から２０　　年　月　日まで |
|  | （２）更新しない旨の予告期限 | | 期間満了日の１ヶ月前まで |
|  | （３）更新条件 | | 期間満了日の翌日から起算して１年間、同一条件にて更新 |
| 第２条（対象店舗の利用期間等） | | | |
|  | （１）最低利用期間 | | 利用開始日から、同日から起算して１２ヶ月が経過した日の属する月の末日まで |
|  | （２）解約予告期限 | | 解約を希望する日の６ヶ月前まで |
| 第３条（料金等） | | | |
|  | （１）月額利用料 | | |
|  | イ　金額 | プレイヤー１台につき#,###円 | |
|  | ロ　支払期間 |  | |
|  | ハ　支払期日 | ※毎月払いの記載例：利用月の翌月末日  ※半年分一括払いの記載例：毎年(i) ●月末日、(ii) ●月末日  ※一年分一括払いの記載例：毎年●月末日 | |
|  | ニ　一括支払額 | ※左記算出条件：支払期間月数●ヶ月 | |
|  | ホ　支払方法 |  | |
| 第４条（特約条項） | | | |
|  | ＜サンプル＞１．追加された対象店舗の月額利用料の支払期間は、最低利用期間中は一年分一括払いとし、最低利用期間経過後から最も早く到来する本契約の有効期間の満了日までは毎月払いとする。 | | |
| １　取引条項に特段の定めのない用語の定義は、契約条項に従うものとする。  ２　取引条項に示す金額は全て消費税等別の表記とする。 | | | |

**契約条項**

第１章　一般条項

第１条（定義）

　　本契約において使用する用語は、法令において使用する用語の例によるもののほか、それぞれ次の意味で使用する。

|  |  |
| --- | --- |
| 用語 | 意味 |
| 加盟店 | 契約者が自ら経営する店舗及び契約者とフランチャイズ契約を締結している法人が自ら経営する店舗若しくは当該法人の加盟店舗（以下、当該法人及び当該法人の加盟店舗を併せて「フランチャイジー」という。）の総称 |
| 契約者店舗 | 契約者の直営店及び加盟店 |
| 対象店舗 | 別紙店舗リストにて特定される契約者店舗及び当社が対象店舗とすることに同意した追加希望店舗の総称 |
| 追加希望店舗 | 本契約締結日以降に契約者が対象店舗への追加を希望する契約者店舗 |
| コンテンツ | 当社が契約者に提供する、画像、映像、文言、音声若しくはこれらの組み合わせによる情報又はデータの総称 |
| モニター | 当社が契約者に販売する、コンテンツを表示出力する装置 |
| プレイヤー | 当社が契約者に販売する、コンテンツの管理、モニターにおけるコンテンツの再生その他機能を有した装置 |
| 本機器 | プレイヤー、モニター、設置金具、スタンド、ケーブルその他の当社が契約者に販売するデジタルサイネージシステムを構成するハードウェア及びソフトウェアの総称 |
| 個別サービス | 別紙に定めるサービス |

第２条（目的）

　　本契約は、当社が本サービスを対象店舗へ提供する基本的取引条件を定めることを目的とする。

第３条（対象店舗）

　　本契約締結時における対象店舗は、別紙店舗リストに定めるとおりとする。なお、店舗リストには、対象店舗の名称、住所、利用開始日及び利用する個別サービス並びに料金等の金額、支払期間、支払期日又は支払方法が対象店舗毎に異なるときにはその内容を定めるものとする。

２　第５条から第７条までの規定に定めるもののほか、別紙店舗リストに記載した情報に変更がある場合には、契約者は遅滞なく当社に通知するものとする。当該通知を怠ったことに起因して契約者が被った損害について、当社は一切の責任を負わないものとする。

第４条（利用可能期間）

　　各対象店舗は、本契約に別段の定めがある場合を除き、第２５条に定める利用開始日から、次条に定める各サービスの利用を停止した日、第７条に定める対象店舗を解約した日又は本契約の終了日のうち最も早く到来する日（以下「利用終了日」という。）まで、それぞれ利用することができる。

第５条（一時休止）

　　一部の対象店舗において本サービスの利用を一時休止する場合には、契約者は、当該一時休止を希望する日の１ヶ月前までに当社に通知するものとする。当社は、当該対象店舗について一時休止期間中の月額利用料を契約者に請求しないものとし、契約者が一時休止期間中の月額利用料を前払している場合には、当該月額利用料を次の月額利用料の支払いに充当するものとする。なお、一時休止期間は、月の初日を開始日とする月単位で定めるとし、本契約の有効期間を開始日から１年毎に区切った期間において累計した一時休止期間が６ヶ月を超えた場合には、超過した期間について当社は月額利用料を請求することができるものとする。

第６条（対象店舗の追加）

　　契約者は、追加希望店舗がある場合には、その名称、住所、本サービスの提供開始を希望する日（以下「利用希望日」という。）を、利用希望日の１ヶ月前までに当社に通知するものとする。

２　当社は、前項の通知に記載された追加希望店舗の対象店舗への追加を同意する場合には、本サービスの提供に必要な手続きを契約者と協議して進めるものとする。

３　当社が本条第１項の通知の受領後１ヶ月を経過しても契約者に対し諾否の通知を発しない場合には、当該通知に記載された追加希望店舗の対象店舗への追加を当社が同意しなかったものみなす。

第７条（一部の対象店舗の解約）

　　契約者は、本条第４項の場合又は天災地変、戦争、暴動、内乱、火災その他契約者の支配の及ばない事由により対象店舗を閉店する場合を除き、取引条項第１条第１号に定める本契約の有効期間中（更新後の有効期間を含まない。）、一部の対象店舗を解約（当該対象店舗における本サービスの利用を停止し、店舗リストから削除することをいう。）することはできないものとする。

２　取引条項第１条第１号に定める本契約の有効期間後、契約者は、取引条項第２条第２号に定める解約予告期限までに当社に通知し、第３３条に定める解約違約金を当該解約希望日までに支払うことによって、当該対象店舗を解約することができる。

３　前項の規定にかかわらず、最低利用期間を経過していない対象店舗は、更新後の有効期間中であっても、当該最低利用期間を経過するまで解約することはできないものとする。

４　契約者は、閉店を理由として対象店舗の解約を希望する場合には、希望する日の属する月の前々月の末日までにその旨を当社に通知するものとする。前各項の定めにかかわらず、当該対象店舗が本サービスの利用終了と同時に閉店したことを当社が確認できた場合には、契約者は、第３３条に定める解約違約金を支払うことなく、当該対象店舗を解約することができる。この場合において、契約者が当該対象店舗の解約希望日の属する月の翌月以降の月額利用料を前払しているときには、当社は、当該前払された月額利用料から解約希望日の属する月までの月額利用料（割引されている場合には、割引前の額とする。）及び返金に係る手数料を差し引いた額を返金する。

第８条（対象店舗の指導）

　　契約者は、対象店舗に対して本契約その他の本サービスの利用に関する規定を遵守させるものとする。対象店舗が本契約又は当該規定に違反した場合には、当該対象店舗がフランチャイジーであっても、契約者が本契約に違反したものとみなされる。

第９条（料金等）

　　契約者は、本サービスの対価として、取引条項第３条に定める料金等その他本契約に定める金銭（以下「料金等」という。）を当社に支払うものとする。

２　取引条項第３条に定める月額利用料は、対象店舗毎に、利用開始日の属する月の翌月１日から利用終了日の属する月の末日まで発生するものとする。

３　前項の規定にかかわらず、本契約締結日時点の対象店舗の月額利用料は、本契約の有効期間の始期から発生するものとする。

４　月額利用料に係る消費税及び地方消費税は、当該月額利用料に対応する本サービスの提供が完了した日における税率を適用して計算するものとする。

５　料金等の計算において１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

６　料金等の日割計算は行わないものとする。

７　当社は、経済情勢の変化その他の事情に応じて、あらかじめ契約者に通知をすることにより料金等を改定できるものとする。

第１０条（料金等の支払い）

　　契約者は、取引条項第３条に定める条件に従い、支払に係る手数料その他の費用を負担して、料金等を当社に支払うものとする。なお、支払期日が当社指定の金融機関の休業日の場合には、当該金融機関の翌営業日を支払期日とする。

２　取引条項第３条に定めのない料金等の支払条件は、当事者双方で協議をして決定するものとする。

第１１条（遅延損害金）

　　契約者が料金等その他の本契約に基づく金銭債務を支払期日までに支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して完済した日の前日までの間について年１４．５％の割合で計算した額を延滞損害金として、契約者に対し請求できるものとする。

第１２条（本契約の有効期間）

　　本契約の有効期間は、取引条項第１条第１号に定めるとおりとする。ただし、取引条項第１条第２号に定める更新しない旨の予告期日までに、契約者又は当社から書面による更新しない旨の意思表示がない場合には、取引条項第１条第３号に定める更新条件にて本契約は更新されるものとし、以後の期間満了時も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、本契約の有効期間中に追加された対象店舗のうち最終のものの最低利用期間の終期が、本契約の有効期間の満了日以降に到来する場合には、当該終期まで本契約の効力は存続するものとする。

第１３条（秘密保持）

　　契約者及び当社は、本契約履行の過程で秘密である旨明示された上で開示又は提供された相手方の秘密情報、本契約の諸条件、及び対象店舗内事情等を、本契約の目的以外に本契約の契約期間中はもとより本契約終了後３年間に限り、第三者に開示・漏洩又は利用してはならない。

２　本条に違反したことにより相手方に損害を与えた当事者は、これを賠償する責を負うものとする。

第１４条（譲渡禁止）

　　契約者は、あらかじめ当社の承諾を得ることなく、本契約の契約上の地位の第三者への譲渡又は本契約に基づく権利義務の全部若しくは一部の譲渡、貸与、担保設定その他一切の処分をしてはならないものとする。

第１５条（通知）

　　本契約に関する一切の通知又は承諾は、文書（電子メール、ファクシミリを含む。）によって行うものとする。

第１６条（中途解約）

　　契約者は、取引条項第１条第１号に定める本契約の有効期間中（更新後の有効期間を含まない。）の場合又は最低利用期間を経過していない追加された対象店舗がある場合には、本契約の全部を解約することはできないものとする。

２　前項に規定する場合を除き、契約者は、取引条項第２条第２号に定める解約予告期限までに当社に通知し、全ての対象店舗について発生する第３３条に定める解約違約金を当該解約希望日までに支払うことによって、本契約を解約することができる。なお、当社は、いかなる事由をもってしても、本契約に基づき契約者が当社に支払った一切の料金等を契約者に返金する義務を負わないものとする。

第１７条（契約解除）

　　契約者及び当社は、本契約に別段の定めがある場合を除き、相手方が本契約に違反した場合には、相当の期間を定めてかかる違反の是正の催告をし、その期間内にかかる違反の是正がないときには、本契約の全部又は一部の解除をすることができるものとし、かつ、かかる違反により生じた損害の内容に応じて賠償を求めることができるものとする。

２　契約者及び当社は、相手方に次に掲げる事由があるときは、その相手方に対し何らの通知及び催告をすることなく、直ちに本契約の全部又は一部の解除をすることができるものとし、かつ、かかる違反により生じた損害の内容に応じて賠償を求めることができるものとする。

（１）故意又は重大な過失により自己に有形、無形の損害を与えたとき。

（２）仮差押え、仮処分、差押え、強制執行若しくは競売の申立て又は滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。

（３）会社更生、民事再生若しくは破産の手続開始の申立をし、又は申立がされたとき。

（４）手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は支払を停止したとき。

（５）監督官庁より営業停止又は免許若しくは許認可等の取消処分を受けたとき。

（６）本契約以外の契約者と当社が締結している契約に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

３　契約者及び当社は、本条第１項に基づき本契約を解除されたとき又は前項各号に掲げる事由があるときは、相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければならない。

４　当社は、契約者が第３１条に違反した場合又は本サービスを法令に反する方法で利用し、若しくは利用するおそれがあると判断した場合には、契約者に対し何らの通知及び催告をすることなく、直ちに本契約の全部又は一部の解除をすることができるものとし、かつ、かかる違反により生じた損害の内容に応じて賠償を求めることができるものとする。

第１８条（反社会的勢力排除に関する表明・保証）

　　契約者及び当社は、それぞれ相手方に対し、本契約締結時及び本契約締結後において、自己（契約者においては対象店舗を含む。以下本条において同じ。）が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配、影響を受けていないこと及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証するものとする。

第１９条（準拠法）

　　本契約は、日本国法に従い解釈されるものとする。

第２０条（合意管轄）

　　本契約に関する一切の紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第２１条（協議）

　　本契約の条項のうち解釈に疑義を生じた事項又は本契約に定めなき事項については、当事者双方で協議をし、これを円満に解決するものとする。

第２章　本サービス

第２２条（本サービスの提供）

　　本サービスは、次に掲げる行為とし、当社は、本章に基づき本サービスを契約者に提供するものとする。

（１）本機器の販売及び

（２）本機器の設置工事

（３）個別サービスの提供

第２３条（本機器の販売）

　　契約者は、対象店舗毎に本機器を、その利用希望日前に当社より購入するものとする。

２　本機器の売買契約（以下「本売買契約」という。）は、機器の品名、数量、単価、納期、納入場所、支払条件その他の当事者双方で決定した事項を記載した受発注書の取交しその他の当事者双方が合意した方法により締結するものとする。

３　本機器は、対象店舗の造作その他の状況を勘案し、当事者双方で協議をして決定するものとする。

４　本機器の代金は、当社が契約者に提示する見積書に基づき、当事者双方で協議をして決定するものとする。

５　本契約の規定と本売買契約の規定が矛盾又は抵触する場合には、本売買契約の規定が本契約の規定に優先して適用されるものとする。

第２４条（納入、引渡及び所有権移転）

　　当社は、本契約又は本売買契約に基づき、本機器を納入するものとする。

２　契約者は、納入された本機器を遅滞なく検査するものとし、当該本機器が種類、品質又は数量に関して本契約又は本売買契約に適合しないことを発見した場合には、直ちにその旨を当社に通知するものとする。

３　当社は、前項の通知を受けた場合において、は、速やかに本機器の修補又は代替品若しくは不足分の納入を行うものとする。

４　本機器の納入日から７日を経過しても契約者から何ら通知がない場合には、当該本機器の引渡は、納入日をもって完了したものとみなす。

５　本機器の納入前に生じた本機器の滅失、棄損、変質その他の損害は、当社の負担とし、納入後は契約者がこれを負担するものとする。

６　本機器の所有権は、契約者が当該本機器の代金を完済した時に当社から契約者に移転するものとする。

第２５条（本機器の設置工事）

　　当社は、対象店舗毎に契約者と協議をして決定した場所に本機器を設置するものとする。

２　別段の定めがある場合を除き、プレイヤーから送信したコンテンツがモニターに表示出力することができたことをもって設置工事の完了とする。なお、対象店舗において当該設置工事が完了した日を、当該対象店舗の「利用開始日」とする。

３　当社は、本機器の設置工事を当社の指定する第三者に行わせることができるものとする。

４　本機器の設置後に不要となった本機器の梱包材の廃棄は、契約者が自らの負担にて行うものとする。

第２６条（本機器）

　　契約者は、当社が本機器を設置するために、契約者又はフランチャイジーが所有、賃借若しくは占有する土地、建物、構築物等を対価を支払うことなく使用できることを保証するものとする。

２　契約者は、前項の使用に関し利害関係者（対象店舗が所在するビルの所有者、管理者を含むが、これらに限らない。）がある場合には、自ら若しくはフランチャイジーをしてあらかじめ当該利害関係者から必要な承諾を得るものとし、契約者又はフランチャイジーと当該利害関係者との間に何らかの紛争が生じた場合であっても、当社は当該利害関係者に対し何らの義務（当該利害関係者と交渉を含むが、これに限らない。）を負わないことを当社に保証するものとする。

３　契約者は、対象店舗の改装、閉店又は移動により本機器の移設若しくは撤去の工事を希望する場合には、当該希望する日の属する月の前々月の末日までに当社に通知するものとする。

４　本契約に別段の定めがある場合を除き、本機器その他本サービスに関連して当社が提供する物品は、有償とする。

５　対象店舗の状況によって本機器の設置に特別な作業等が必要と当社が判断した場合又は契約者が本機器に付帯する機器の設置作業等を当社に委託する場合には、契約者及び当社は、当該作業等の費用、日程その他の条件について別途契約を締結するものとする。

第２７条（本機器の使用）

　　契約者は、自己の責任及び負担により、本機器の設置の前に所定の使用環境を用意し、本サービスの利用期間中これを維持するものとする。

２　契約者は、本契約及び本機器の取扱説明書その他の使用条件（ソフトウェアを含む場合には、当該ソフトウェアの使用許諾契約を含む。）に従い、本機器を使用するものとする。

３　本機器の使用に要する電力、通信その他の費用及び消耗品は、契約者が負担するものとする。

４　契約者は、本機器を日本国内においてのみ使用するものとする。

第２８条（本機器の保守）

　　本機器の保守は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本機器の製造者が定める保証の条件に従い提供するものとし、引渡完了後の本機器に対し当社は瑕疵担保責任を負わないものとする。

２　当社は、対象店舗毎に利用開始日から起算して１年間に本機器に故障、毀損又は減失（以下「障害等」という。）が発生した場合には、当該本機器の設置された対象店舗へ保守員を派遣し、障害等の原因の調査その他の対応を行わせるものとする。なお、障害等の受付時間及び対応時間は、当社の営業時間（土日祝日及び年末年始等を除く、午前１０時から午後６時まで）内に限るものとする。

３　前項の対応に要する費用の負担者は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）障害等が、契約者又はその関係者（対象店舗の従業員、顧客を含むがこれらに限らない。本項において同じ。）の責めに帰すべき事由によるものであるときは、契約者が費用を全額負担する。

（２）障害等の一部が、契約者又はその関係者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、契約者が当該一部を負担し、その余を当社が負担する。

（３）障害等が契約者又はその関係者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、当社が負担する。

第２９条（コンテンツ及び素材）

　　契約者は、本サービスにおいて、次に掲げるコンテンツを利用することができる。

（１）本契約に基づき契約者からの依頼により当社が制作したコンテンツ及び素材がある場合には、当該コンテンツ及び素材

（２）契約者自らが制作し、又は契約者がデジタルサイネージでの使用を第三者から許諾されたコンテンツ

２　前項第１号に定めるコンテンツ（以下「本コンテンツ」という。）及び素材（以下「本素材」という。）の著作権は、当社又は当社にその使用を許諾した第三者に帰属するものとする。

３　契約者は、自ら用意した著作物を本コンテンツ又は本素材に使用することを希望する場合には、あらかじめ自己の責任及び負担により当該著作物の著作権者から当社が帆のコンテンツ又は本素材に当該著作物を使用するために必要な使用許諾を得るものとする。当該著作物の使用について生じた紛争は、契約者がその責任及び負担により解決するものとする。

４　契約者は、本素材を本サービスに利用するコンテンツの制作のために使用することができるものとする。

５　本条第１項の規定にかかわらず、契約者は、次の各号に掲げるコンテンツを本サービスにおいて利用してはならないものとする。

（１）第三者の著作権、商標権、肖像権その他権利を侵害するコンテンツ

（２）公序良俗に反するコンテンツ

（３）本機器において正常に再生されないコンテンツ

（４）前各号のほか、本サービスにおける利用が不適切であると当社が判断するコンテンツ

第３０条（個別サービスの提供休止及び提供終了）

　　当社は、次に掲げる場合には、一時的又は一定期間、対象店舗の全部又は一部に対する個別サービスの提供を休止することができるものとする。この場合には、当社は、あらかじめ契約者に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではないものとする。

（１）契約者が本契約に違反した場合

（２）契約者が対象店舗から本機器を撤去した場合

（３）契約者が本機器に生じた故障の修理を行わない場合

（４）本サービスの提供に必要な機器の保守、工事を定期に、又は緊急に行う場合

（５）本サービスの提供に必要な機器又は環境に障害が生じた場合

（６）第３２条第５項に定める事由が生じた場合又は生じるおそれがある場合

（７）前各号のほか、当社に本サービスの提供を休止すべき事由が生じた場合

２　当社は、次に掲げる場合には、あらかじめ契約者に通知をして本サービスの全部又は一部の提供を終了することができるものとする。この場合においては、当該終了日をもって本契約の全部又は一部は終了するものとする。

（１）前項第５号から第７号に掲げる事由の消滅が見込まれない場合

（２）当社が本サービスの全部又は一部を廃止した場合

（３）前各号のほか、当社に本サービスの全部又は一部の提供を終了すべきやむを得ない事由が生じた場合

第３１条（禁止事項）

　　契約者は、次に掲げる行為を行ってはならないものとする。

（１）本サービスにおける利用以外を目的とした本機器並びに本コンテンツ及び本素材の利用

（２）本サービスにおける利用に必要な範囲を超える、本コンテンツ及び本素材の複製

（３）本コンテンツ及び本素材の改変又は二次的著作物の創作

（４）当社又は第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害し、若しくは侵害するおそれのある行為

（５）虚偽、不完全若しくは不正確な情報を当社に届け出る行為

（６）本サービスの運営に支障を与える行為

（７）法令、判決、決定、命令又は法規命令に違反する行為

（８）公序良俗に反する行為又は犯罪行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為

（９）当社又は第三者を誹謗中傷し、若しくはその名誉若しくは信用を毀損し、若しくは毀損するおそれのある行為

（１０）前各号に掲げる行為を援助又は助長する行為

（１１）前各号に掲げる行為を第三者に行わせる行為

（１２）前各号のほか、本契約に違反する行為

（１３）前各号のほか、契約者へ本サービスの提供を継続することが不適切えであると当社が判断するにいたる行為

第３２条（免責事項）

　　契約者は、契約者自身の責任において本サービスを利用するものとし、本機器の導入その他本サービスの利用によって契約者又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとする。

２　当社は、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能、正確性若しくは有用性を有すること、第三者の知的財産権を侵害しないこと又は不具合が生じないことその他本契約に明示的に定められていない事項について一切の保証を行わないものとする。

３　当社は、本機器の設置工事完了日から１年を経過した後に施工又は作業箇所に発生した不具合について、当社の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

４　当社は、本コンテンツ及び本素材の正確性、有用性、完全性、最新性又は可用性について一切の保証を行わないものとする。

５　当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、火災、停電、電気通信回線障害、政府の規制その他当社の支配の及ばない事由により本機器に滅失若しくは毀損又は本契約の全部若しくは一部の履行遅滞、履行不能若しくは不完全履行が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとする。

６　当事者双方が合意をして、契約者が管理する機器若しくは使用する権限を有するサービスを本サービスの一部として、若しくは本サービスと連携して使用した場合において、当該機器又はサービスに起因して生じた本サービスの不具合について、当社は一切の責任を負わないものとする。

７　当社は、本サービスの利用の停止、対象店舗の解約又は本契約の終了した後に本機器の撤去その他対象店舗を原状に復する義務を負わないものとする。

８　当社は、いかなる場合も、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益その他本契約に明示的に定められてない責任について一切の責任を負わないものとする。

第３３条（解約違約金）

　　契約者が第５条第４項に基づき一部の対象店舗の本サービスの利用を停止する場合には、契約者は、当該利用停止日の属する月の翌月から本契約の有効期間の満了日の属する月までの当該対象店舗の月額利用料に相当する額を、解約違約金として当社に支払うものする。

２　契約者が第７条第２項に基づき対象店舗を解約する場合には、契約者は、当該解約日の属する月の翌月から本契約の有効期間の満了日の属する月までの当該対象店舗の月額利用料に相当する額を、解約違約金として当社に支払うものする。

３　契約者が第１６条に基づき本契約を解約する場合又は当社が第１７条第１項、第２項若しくは第４項に基づき本契約を解除する場合には、契約者は、当該解約日又は解除日の属する月の翌月から本契約の有効期間の満了日の属する月までの全対象店舗の月額利用料に相当する額を、解約違約金として当社に支払うものする。

以上、本契約の成立を証するため本書２通を作成し、当事者双方記名押印のうえ各１通を保有する。

２０　　年　月　日締結

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約者 | 【住所】 | 当社 | 東京都品川区上大崎三丁目１番１号 |
|  | 【会社名】 |  | 株式会社ＵＳＥＮ |
|  | 【代表者役職】　【代表者氏名】 |  | 代表取締役社長　田村　公正 |

別紙

１．個別サービスは、表１から表３までに定めるとおりとする。

表１（コンテンツ制作）

|  |  |
| --- | --- |
| タイプ | 内容 |
| テンプレートタイプ | 当社の定めるテンプレートに沿った、静止画像と音声による、１～２分程度のコンテンツの制作 |
| オーダータイプ | 契約者の希望に沿ったコンテンツの制作 |

表２（素材制作）

|  |  |
| --- | --- |
| タイプ | 内容 |
| テキスト | 店舗名、メニューなどのテキスト表示。  なお１コンテンツにつき１００文字までとする。 |
| 静止画 | 店舗等の内部、スタッフなどの写真の撮影。  なお、契約者が別途締結したヒトサラ契約に基づき当社が撮影した写真は、追加料金なく素材として利用可能とする。 |
| 音声 | 調理音、案内アナウンスなどの音声の制作（収録） |

表３（運用管理）

|  |  |
| --- | --- |
| タイプ | 内容 |
| オフライン  （スタンドアロン） | 契約者自身が、コンテンツのプレイヤーへの保存、表示スケジュールの設定を行う。当社は、本コンテンツ又は本素材がある場合に、それらを保存した記録媒体を契約者に提供する。 |
| オンライン  （クラウド型） | 契約者が指定するコンテンツサーバーにインターネット経由で対象店舗のプレイヤーが接続されている環境において、当該コンテンツサーバーに対し、当社が、本コンテンツ又は本素材の保存並びにプレイヤーへのコンテンツ及びスケジュールの送信の設定を行う。 |
| オンライン  （オンプレミス型） | 契約者が指定するコンテンツサーバーにイントラネット経由で対象店舗のプレイヤーが接続されている環境において、当該コンテンツサーバーに対し、当社が、本コンテンツ又は本素材の保存並びにプレイヤーへのコンテンツ及びスケジュールの送信の設定を行う。 |

２．料金表

（１）月額利用料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| タイプ | 単位 | 利用料（税抜） |
| オフライン（スタンドアロン） | プレイヤー１台につき | 円 |
| オンライン（クラウド型） | プレイヤー１台につき | 円 |
| オンライン（オンプレミス型） | プレイヤー１台につき | 円 |

（２）コンテンツ制作及び素材制作

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施内容 | 単位 | 利用料（税抜） |
| コンテンツ制作（テンプレートタイプ） | コンテンツ１個につき | 円～／個 |
| コンテンツ制作（オーダータイプ） | コンテンツ１個につき | 円～／個 |
| 静止画（写真）撮影 | １対象店舗１０枚につき | 円／対象店舗 |
| 音声収録 | 収録１本につき | 円／本 |

以上

※店舗リストを合綴する。